

羅馬家族制度の變遷

戸 倉 廣

I 緒 言

羅馬に於ける家族制度の變遷は、羅馬國家の政治的變遷を殆ど直接的に表示するものにして、甚だ重要な問題であり、且つ量的に觀ても實に老大な問題である。何故なれば、羅馬國家の勃興は實に強力なる家族制度により結合されたる國家組織の下に遂げられたのであり、また其の衰亡は羅馬家族制度の崩壊と大なる關係を有するからである。されば、國家組織を十分に完備せる以後の羅馬に於ては、家族制度に關しても實に多くの文獻を後世に遺してゐる。而も其の大部分は、他の法制と共にユスティニヤヌス大帝によつて紀元六世紀に老大な羅馬法全典(Corpus juris civilis)として編纂されて居り、且つ

て獨逸語に完譯され(Otto Schilling, *Sintensis, Corpus*)、またスナット(St. P. Scott, *The Civile Law*, 7 vols. 1932)によつて英語に全譯されてゐる。故に若し透徹せる史眼を以て此の資料を完全に驅使するならば、實に價値ある論稿が作成されるものと思はれる。此の點からしても、この問題を取扱ふことに關しては重大なる責任を感じるのであるが、此處にはたゞ責任を感じるのみにして到底よくなし得ざることを憾みとする。

羅馬法全典にあらはれたところからすれば、羅馬の家族制度は既に鞏固なる組織として確立されて居り、如何にしてそれが確立されたかの由つて來たるところが判明しない。また、初期の制度と後期のそれとを比較することによつて、家族制度の崩壊した状態は窺へるが、單にこれだけでは變遷史の一部にすぎない。變遷と云ふから

には、少くとも家族制度の確立する過程と崩壊する過程とを述べねばならぬ。併し、羅馬の家族制度が鞏固なものとして確立される過程を示す可き根本的史料は、殆ど絶無と言つても過言ではない。故に之を究明するには、

かの千八百六十年代の社會學的・民族學的研究の勃興した時代に於ける幾多の碩學の研究に基づいて進まなければならぬ。それがためには、かの古代家族の構成に母權的母系的要素を以てしたる、*ニコフエンの母權論* (*Bachofen, Das Mutterrecht, 1861*) を一通り學び、また之に對立する父權的父系的家族論を主張したるメーンの古代法 (*Maine, Ancient Law, 1861*) を基礎とせねばならぬと思はれる。尙ほ出來るならば、*ニコフエンの主張を繼承せるもの*と言はれるモーガンの古代社會 (*Morgan, Ancient Society, 1877*) や *Friedrich Engels, Der Ursprung der Familie, 1884* を参照すると共に、メーンの如く父權論をとるクーランジェの古代市府論 (*Coulanges, La cité antique, 1864*) や *Westermarck, The History of Human Marriage, 1891* を讀んでから、更

にモンゼンの權威ある幾多の著作を基礎として論究す可きである。而して、羅馬の有史以前の時代に於ける原始的家族制度を克明に穿鑿し、更に進んで半傳説的な有史時代の初期、即ち十二表法 (*duodecim tabularum*) 制定の頃までを研究して、以て父權的父系的強大なる家族制度の確立する所以と過程とを明らかにす可きである。

併し乍ら、斯くの如き方法を遂行することは甚だ難事なるを以て、茲には「羅馬家族制度の變遷」中に於ける最も容易なる部分を、而も概括的に述べることとした。それはやがて進む可き道の第一段階としての初歩的な試みである。ために、史料としての文獻を簡單に利用し得る範圍、即ちオットーの獨逸版やスコットの英書・更には斷片的なる邦譯書等をも利用し得る範圍の、主として強大なる父權的家族制度の確立したる時代から出發して之が如何にして崩壊するかの過程のみを取扱ふこととした。尙ほ其の論稿には、専ら羅馬法に於ける通則を以てしたるが故に、煩を避けて一々の出典は寧ろこれを省略してあいた。

II 古代羅馬の家族構成

茲に言ふ古代羅馬とは、紀元前五世紀半頃の十二表法制定の頃まで、及びこれに續く暫くの間である。此の古代羅馬に於ける家族團體は、家長と其の家長權に服する自由人及び奴隸と一切の財産とであつた。換言するならば、家長と家長の妻及び家長の認知したる子女、更に債務關係の理由によつて一時的に家長權に服する他家の自由人、尙ほ法律上人格を認められざる奴隸と財産——家畜を含む一般動産と不動産、等一切を包含するものである。而して之等の家族構成の要素は家長によつて代表され、統率され、所有物と見做されてゐた。即ち家長のみが法律行爲の主體たり得る自主權者(sui juris)であり、他の自由人は家長の絶對權に服する他主權者(alienj juris)であつた。従つて家長の之等家族構成要素に對する支配權は、(1)妻に對する場合は夫權(manus)、(2)未婚の娘及び息子(未婚たると既婚たると又養子たると否とを問はぬ)と更に彼等の妻子に對する場合は父權(patria potes-

tas)、(3)他家より一時的に其の家長權に服するに至つた自由人に對しては手權(manipium)、及び(4)奴隸、家畜其の他一切の財産に對する場合は所有權(又は支配權或は主人權、dominium)と呼ばれた。

家長は男系の男子が相続によつて其の地位を占むるのであり、既婚と未婚とを問はず、又年齢の老若をも問はず、後述するが如き絶大なる家長權を取得するものである。

妻は一定の方式のもとに合法婚として成立する嚴格婚によつて其の地位を取得するものである。此の場合、其の妻は生家の家族權を失ひ、婚家の家長權に服するものにして、其の地位は家長の娘と同列におかれる。勿論家長の妻は祭祀の首長たる夫に代つて司祭することあるを以て家母(mater familias)として尊敬を受くるも、法律上は全く娘と同一にして何等法律行爲の主體たり得ない。また夫たる家長の死亡によつて自主權者となるも、息子または夫の兄弟の如き最近親の宗族の後見に服せねばならぬ。

子女は、合法婚姻より出生したる者でなければならず、
而も單なる出生の事實によつては當然の家族員とはなら
ず、家長が之を認知することによつて初めて家長權（父
權）に服することとなる。而して男子は、家長權免除又
は養子として他家に收容せられざる以上は、彼等の服す
る家長の死亡するまで其の支配權下にあり、他主權者と
して法律行爲の主體たり得ない。彼等の父たる家長が死
亡せる場合は自主權となり相互に宗族關係（agnatio）を
構成することとなる。（但し當時に於ては、有史以前の遺
風たる長子相續制が相當の範圍に於て行はれてゐたもの
と思はれるからして、彼等の中の或る者は必ずしも宗族
關係を構成せず、依然として家族關係にあつたものと思
はれる。Coulanges, p. 92 参照）。これに對して女子は、合
法婚姻をなすまで其の生家の家族員であり、婚姻によつ
て其の生家の家族權を喪失し婚家の家族權を取得する。
其の場合、血族關係（cognatio）は全然認められず、生家
との關係は完全に斷絶する。

次に、他家より入りて一時的に家長權（手權）に服する

自由人は、其の生家の家長が債務履行不能等によりて家
族員を他の家長の手權に服せしめたものである。これは
羅馬市民たる自由人が羅馬國內に於ては奴隸となり得な
かつたがために發生した一個の特殊現象である。手權に
服する自由人は其の家の家族權を取得するものではな
く、依然として生家の家族權を有し生家の父權に服する
ものである。従つて手權は眞の意味に於ける家長權では
なく、家長權より派生せる一個の特殊な權利と認む可き
である。但し其の發生原因よりして明らかなる如く、手
權は雇傭契約に基づく權利とは大いに異なるものであ
り、遙かに強力なものである。手權に服する自由人は、
其の手權を離脱することによつて生家の父權に歸屬する
こととなるのであるが、其の手權に服してゐる間は絶對
的服従を餘儀なくせしめられる。

更に、奴隸・家畜・其の他の財産について一言するな
らば、家畜其の他一般財産が法律關係の目的物であるこ
とは言ふまでもないが、これと全く同様に奴隸も目的物
として家長の所有權に屬するものであり、法律關係の主

體とはなり得ない。従つて奴隸の取得する財産権は當然に其の主人即ち奴隸の主人たる家長に歸屬するものである。因に、一切の財産は家族財産として一體をなし不可分の性質を有するものである。

以上、古代羅馬に於ける家族構成の各要素について極めて簡単な解説を試みたのであるが、此の僅かな解説によつても十分判明する如く、此の家族構成の上に於て最も重要な地位を占むるもの、否、家族團體其のものを表示するものは家長であり、家族制度其のものを顯現するものは家長権である。よつて、重複する恐れはあるが家長権其のものに就いていさゝか詳述することは必要なことであり、且つ其の家長権の變遷を記述することは必然的に家族制度の變遷を示すこととなる。

III 家長権の内容

上述せるが如き家長権の家族構成要素に對する諸種の作用は、結局はクーランジェの言ふが如く(Coulanges, La pp. 99-103) 家族的宗教團體の首長と見るか、又は財産の所

有主と見るか、或は家族團體の裁判官と見るかの三類に分つことが出来る。

(一) 家族的宗教の首長権。古代羅馬に於ける宗教は、決して唯一の神を提示するものでもなく、また總べての人間に對する合理的なものでもない。當時の宗教として主なるものはたゞ一家族の禮拜を受くところの純粹に家族的な宗教である(Coulanges, op. cit. p. 32)。而して家長は、各家の爐の司祭として、家族的宗教の最高首長である。彼は爐の火を斷絶せしめぬやう、即ち祭祀の永續と云ふことに全責任を負ふものである。従つて家の繼續と云ふことを以て第一の義務とし、之がために家族構成要素に對して種々の權利を行使したものである。即ち(1) 出生兒の認知權、此の權利は古代社會に於ては一般に重要な權利である。假令、子たる事實が既に争ふ可らざるものとせられたとしても、直ちにこれを以て家族的宗教團體に参加するものとは認められない。これが爲には、宗教的首長たる家長が其の出生兒を家族員として認知すると共に、何等かの方式を以て祭祀に加入せることを明らかに

せねばならない。(2)妻を離婚する權。家の斷絶を避くるために不妊の妻を離婚すると共に、家系の純潔を保つために姦通せる妻を離婚又は殺害する權を當然に有するものであつた。而して妻を離婚する權利は、自己の妻は言ふに及ばず、家子の妻(嫁)をも獨斷的に離婚せしめ得るものであつた。(3)家族員を婚姻せしめる權利。即ち家父權の下にある子女を獨斷的に婚姻せしめる權利にして、娘の場合はこれに對する家父權を他の家長に讓渡するものであり、息子の場合には他の家長權に服する女子に對して家父權を取得するものであり、家の繼續上甚だ重要である。(4)其の他、家族員を除籍する權利及び養子縁組をなす權利等をも有するものであつた。

(二)家族財産の所有權。古代羅馬に於ては、個人の所有權は認められず、財産は家族團體其のものゝ所有に歸し、これが分割は認められなかつた。一個の家に一體の財産があり、其の收益者は唯家長一人のみであり、全財産は家長の掌中に握られて居り、妻も息子も何物をも所有し得ない。假令、妻が嫁資を持參するも、其の嫁資は

何等の留保もなく完全に家長の所有權に歸したのである。婚姻中に妻の取得せる財物ある場合には、之亦すべて家長の所有となり、家族財産に編入せらるゝものである(Cais, I, 98)。他の家族員も亦妻と同様の状態にあり、自からは何物をも所有しない。彼等の爲した如何なる贈與も無効であり、同時にまた何物をも自身は取得することを得ない。彼等の勞働の結果、或は商的行爲に基づく利益等はすべて家長の所有となる。故に羅馬法は家長と家族との賣買契約を禁じてゐるが、これは、家族員は家長のために取得し得るに過ぎないから、結局家長が家族に賣買をなすは自分自身に賣買することに外ならないから *quædam* (Cais, I, 87)。

尙ほ當時の羅馬法によれば、家長は家族を賣却することが出来る(Cais, I, 117, 132; VI)。これ家長が家に在る總べての財産を處分し得ると云ふ絶對權に基づくものにして、家族員の勞働による財産取得は家長の財産増加なるが故に、家族員自身も亦一個の財産として觀念せられた結果である。而して賣却された家族員が息子なる場合

は、其のものに對する父權が直ちに消滅するのではないから、家長は再び息子を取戻し、更にこれを賣却することが出来る。されば十二表法は、三回まで斯かる賣却を承認し、三回の賣却によつて息子が家長權から解放せらるゝ旨を明記してゐる(Ulpianus, Frag.)。

(三)家族團體の裁判權。ガイウスの記するところによると「家長權に服する者即ち家族員たる妻子奴隸等は裁判によつて何物をも取得することは出来ない。何故なれば、彼等は元來自からの權限としては何物をも所有し得ない性質にあるからして、裁判に於ても亦何等の請求が許されないからである。若し家長權の下にある者が罪を犯したならば、訴訟は家長に對して提起される。従つて家族が其の家長に加へた罪に關しては、何等公的の訴訟を提起することは出来ない」(Gaius, II, 96.) ことが判明する。故に妻や家子は原告、被告、證人等の何れにもなり得ないと云ふ結論が明瞭に引き出される。全家族の中でたゞ家長一人のみが公の法廷に立つことが出来る。従つて家長は自己の家族員の犯した罪に對しては絶對の責任を負

はねばならぬ。茲に於てか、家族員に對する司法權は當然に家長に歸し、家長は家族團體内の裁判官とならねばならぬ。家長は其の神聖なる且つ強大なる家長權によつて、家族團體の守護神の照覽の下に、法廷に臨んだ裁判官の如くに其の職權を執行するのである(Pactus, XIII, 32.)。家長が其の家族團體内で執行する裁判權は絶對的であり、上訴は全然許されざるものであり、如何なる權威も其の裁判を變更妨害することは不可能であつた。而して家長は公の法廷に於ける裁判官と等しく、家族員に對して死刑を宣告することも可能であつた。されば老カトーは「家長が妻を裁く權利は無制限であり、全然彼の欲するがまゝに行ふことが出来る。妻が過失をなせば懲罰し、妻が飲酒すれば處刑し、若し妻が姦通すれば直ちにこれを殺害する」と言つてゐる。此の權限は子女に對しても全く同様であつたことは、彼のカチリナの陰謀事件に加擔せる息子を殺害した家父の有名な事實によつても證明される。

古代羅馬に於ける家長權の絶大なりしことは實に斯く

の如きものであつた。

IV 家長權の衰微

絶對的な家長權の下に統率されてゐた古代羅馬の家族制度は、羅馬國家の發展に伴つて次第に衰微す可き運命を辿るに至つた。即ち羅馬の國家的發展は、強大な家長權の運用を必要としないのみならず、時には寧ろ妨害とさへもなつた。實に鞏固な家族制度を必要としたのは、羅馬が未だ都市國家たるの域を脱しない時代のことであり、主として紀元前四世紀前半のガリ人(Galli)の侵略を蒙つた頃までである。當時は未だ國家權力が微弱なりしため、各家に於ける家族員の個別的な自由な活動は保證されなかつた。従つて各個人は相集つて鞏固な集團的家族生活をなす必要があつた。

然るに紀元前三四九年、遂にガリ人を撃退し、更に其の後約半世紀間に亘りて三回のサムニータ戰役を決定し、都市國家としての羅馬は近代的地域的國家となり、對外關係も次第に複雑となつた。また農業的小都市たる

羅馬は商業的大都市と變つた。殊に其の後紀元前二八〇年ギリシャ植民市タレントゥム攻略にあたりエピルス王ピルスと一戰を交へて以後は、羅馬の地中海發展は實に目覺ましきものであつた。彼の三回に及ぶポエニ戰役によつてカルタゴを破り南はアフリカ北岸より西はイスパニヤに其の領土を擴張した。また同じく三回に及ぶマケドニヤ戰役によつて東方マケドニヤを征服し、更にカルタゴ滅亡の年にはギリシャ本土をも羅馬の一プロヴィンスとした。斯く領土的發展を遂げつゝある間に、羅馬の經濟生活は大體に於て農業生活より商工業生活に轉じ、對外貿易も甚だ見る可きものがあつた。それと共に東方文化殊にヘレニズム風潮の輸入浸潤は羅馬の社會生活を一變せしむるに至つた。即ち精神的・素朴的・農村的生活は物質的・快樂的・都市的生活と變り甚だしく奢侈淫佚の風潮を招來し、舊來の盲從的團體主義は覺醒せる個人主義に變つた。それがため原始的宗教たる古代羅馬の家族的宗教は自ら衰微せざるを得なかつた。茲に於て羅馬の大家族制度は動搖を來たすことゝなつた。

斯くて共和政時代に於ける羅馬國家の發展は、先づ國家の基礎を鞏固にすることによつて、即ち中央集權を確立することによつて、個人の活動の安全を保證し、鞏固なる家族團體の結束を取へて必要とせざるに至らしめた。更に國家機關としての司法機關も整備し各家族員の裁判は必ずしも擧げて家長に一任するものとは限らなくなつて、家長の有する家族團體の裁判權は幾多の制限を受けるに至つた。次いで領土の擴張に伴ふ商業貿易の發

達と富の蓄積とは、個人の自由なる活動と財産の容易な分割讓渡とを絶對的に必要ならしめた。斯かる傾向は自ら各個人をして強力なる家長權の羈絆から逸脱せしめることとなり、同時に家長の財産權を薄弱ならしめ、古代羅馬の家族制度をして動搖せしめることとなつた。更に古代羅馬の家族的結合の鞏固な基礎を形成せる家族的宗教が衰微するや、祭祀の首長としての家長の權方も亦衰微せざるを得なかつた。これと共に東方世界の哲學的思想は個人の自覺を促し、人道主義を喚起し、各個人(奴隸をも或る程度に含めて)をして獨立せしめると共に、斯

かる個人主義的傾向を合理化し、以て益々其の傾向を助長せしめた。而して斯かる傾向を法制上に活用したものは法務官 (市法務官 *praetor urbanus* は前三六七年以來、外人係法務官 *praetor peregrinus* は前二四二年以來設定) であり、其の記録は名譽法 (*jus honorarium*) として後世に傳へられてゐる。されば法務官は移り行く時代の變遷を代表して、強大なる家長權に斧鉞を加へ之を衰微せしめたものである。

更に家長權の衰微、縮少を *manus, patria potestas, municipium, dominium* の各項に就いて主なる具體的法制を以て説明するならば次の如くである。

(一) 夫權の縮少。古代に於ける嚴格婚には三個の形式 (宗教婚 *confarreatio*、賣買婚 *coemptio*、取得婚 *usus*) がありたるも (*Gaius, Inst. I. 110*)、其の中、取得婚は一年間の男女共同生活によつて合法婚が成立するものとし、妻は家長の夫權に服することとなる。但し一年間に三夜連続して外泊するときは所謂「三泊の中斷」 (*usurpatio trinoctii*) によつて時效の中斷を來すことが十二表法に

規定されてゐる (XII. T.)。併し實際に於て斯かる状態にある者を婚姻でないと見做すことは、時に餘りにも苛酷なこととなる。よつて法務官は斯かる状況にある者を次第に適法な婚姻 (matrimonium legitimum) と認め、たゞ妻をして夫權に服せざることとした。これ所謂自由婚にして、時代が下るにしたがひ次第に多く行はれるに至つた (Dig. 50:17:80)。此の點に於て家長權は大なる制限を受けることゝなつた。

(11) 父權の制限。古代羅馬に於ては、父權 (Dig. 50:16:95) に服する者は奴隸と等しく全く人格を認められなかつた。然るに時代の進展につれて家族員 (家子) は次第に父權から獨立し、法律生活に於ても一個の人格を有するものと認められて來た。従つて家長が其の家子に對して有する生殺與奪の權は名譽法によつて漸次制限され、更に家子は家長に對して扶養を請求し得ることゝなつた。尙ほ家子の身分上の變更、例へば養子縁組や婚姻等に關しては家子の承諾が要件とせらるゝに至つた (Dig. 43:13)。斯く家子の身分上に對する家長權が幾多の制限を受

けるに至つたと共に、財産上に於ても同様であつた。實際に於て家長は特定の財産を家子に使用収益せしめ、其の特有財産 (peculium) より生ずる諸種の法律關係は先づ慣習によつて、更に法務官によつて家長權の支配を免れた。因に家子の特有財産は帝政時代となりて一層發達し、此の點に於て家長權は益々大なる制限を受けることとなる。

(12) 手權の制限。或る家長が自己の家長權に服する家子を、時的に他の家長の手權 (Gaius, II) に服せしめることは、古代に於ては別段制限がなかつた。然るに共和政末期となるや、雇傭契約の制度が次第に發達して來た爲め、家子の不法行為に對する家長の責任として、被害者たる家長に家子を引渡す場合にのみ限られることゝなつた。而も此の場合に、引渡を受けた家長は、其の手權に服する該家子の勞働によつて其の損害を填補したる時は、直ちに其の手權を解除せねばならぬことゝなつた。斯くて家子を引渡す家長の權限も、また引渡を受ける家長の權限も共に大なる制限を受けることゝなり、後には

全く *municipium* は消滅することとなる。

(四) 所有權の縮少。家長權の一面たる所有權としての *dominium* (Gaius) は、主として奴隸と一般財産とに對する權利であるが、一般財産に對する所有權が縮少されたことは上述の特有財産を認めるに至つたことによつて十分に判明する。たゞ奴隸に對する權利としての *dominium* が縮少さるゝのは、奴隸が其の性質上國家の經濟生活とあまりにも密接な關係を有するために、發展途上にあつた共和政時代には寧ろ奴隸を酷使する必要がある。*dominium* は絶大であつた。併しそれにして共和政末期となり羅馬の征服事業が一段落つき、且つギリシヤ思想が傳播するや、殊にストア哲學の影響の下に自然法の見解にしたがつて奴隸を優遇することゝなつた。例へば紀元十九年頃に制定された *Lex Petronia* は、假令奴隸に過失があつても、家長は官廳の許可なしにこれを殺害することを禁じてゐる。更に其の後キリスト教の人道主義的傾向が浸潤するや、奴隸の特有財産を認めてこれを厚遇し、又は解放することが盛となり、此の方面よりも

dominium は縮少されることゝなつた。

以上各方面より瞥見せるが如く、古代羅馬に於ける絶大なる家長權は次第に幾多の制限を受け、著しく衰微の傾向を辿ることゝなつた。

V 結 語

斯くの如く強力なる家長權が衰微したことは、結局家族團體の強大な統率權を薄弱ならしめたものであり、同時にまた鞏固なる家族團體そのものゝ質的量的分解を來たさしめたものである。即ち家長權の衰微其のものが大家族制度を崩壊せしめたのである。而して、家長權の衰微其のものは羅馬國家に於ける中央集權の確立並に羅馬の世界的國家への發展に伴ふ必然の結果であつた。勿論、中央集權の確立は必然的に家長權の萎縮を來たさしむるとするも、必ずしも家族制度其のものを崩壊せしめる必要はないかも知れぬ。併し乍ら、羅馬の共和政時代に於ける目覺ましい國家的發展、其の發展の段階に於て時間的にも空間的にも飛躍的であつた例外的な展開は、必然

的に羅馬國家社會の内部組織にも大なる變動を與へざるを得なかつた。一小都市より勃興して四隣を征服するためには、其の始め羅馬に於けるが如き極度の内部的統制と秩序とを必要ならしめたるも、一度三大陸にまたがる世界國家を實現し之が統治者となるに及んでは、外部に對しては極度に強力なる統制を益々必要とするも、内に向つては自ら異なる組織をとると共に、變化し行く社會狀態を認容せざるを得なくなつた。即ち極小國家より極大國家に轉廻した羅馬に於ては、其の中央集權は著しく強力なることゝ直接的なることゝを必要とし、従前の如

き家長を通じて第二次的に羅馬市民を統制することを許さず、従つて古來の強力なる家長權を排除する必要を生ぜしめた。而も此の轉廻が餘りにも急激なりしたため、羅馬固有の家族制度を維持す可き社會的準備を招來せざるのみならず、舊來の絶大なる家長權制度に對する反動的傾向をも生ぜしめ、單なる家長權の萎縮にはとゞまらずして、家族制度其のものをも崩壞せしむるに至つた。故に、古代羅馬の大家族制度を崩壞せしめたものは、羅馬國家の驚異的なる發展それ自身であつたと云ふ可きである。